

環境影響評価の予測条件について/(2)施設配置計画

● 施設の配置計画/周辺地域の生活環境への配慮

- 新施設を整備することにより、周辺地域の日当たりや、大気質、騒音、振動、交通、景観等の生活環境に影響することが予想されます。配置計画の検討においては、周辺地域への影響を極力抑えるため、下表のとおり配慮します。

表 1・1 周辺地域の生活環境への配慮事項

番号	生活環境への影響	影響の原因	影響をなくす/低減するための配慮
1.	日当たり	・施設及び煙突による日影	<ul style="list-style-type: none"> 施設をできる限り敷地中央部に寄せて配置し、極力、影が敷地や緑地帯に落ちるよう計画することで、周辺地域への影響を低減します。
2.	大気質	・煙突からの排ガス	<ul style="list-style-type: none"> 煙突の位置は、プラントの運転上支障のない範囲で、施設周辺の住宅から極力離して計画します。 ⇒煙突の高さによる排ガスの拡散状況の違いについては、現在、シミュレーションにより検証中です。
3.	騒音・振動	・プラント設備機器	<ul style="list-style-type: none"> 騒音が発生する作業はできる限り屋内で行い、騒音の漏えいを抑制します。 施設をできる限り敷地中央に寄せて配置し、近隣地域の間に緑地帯を設置することで、騒音・振動を低減します。 施設と近隣地域の間には、振動の低減のため 20m※以上の離隔を確保しています。(最も敷地境界線に近い施設は、新管理棟で、敷地境界線から約 22m の位置です。)
4.	交通 (道路の渋滞)	・収集車両や市民持込み車両が施設周辺道路で滞留すること	<ul style="list-style-type: none"> ⇒交通量調査から、平常時、施設周辺では渋滞発生の可能性は小さいことが判明しました。(第 4 回連絡会で報告済み) 忠生 717 号線、忠生 781 号線を拡幅し、施設進入用の専用レーンを設け敷地内にスムーズに車両を引き入れ、渋滞を抑制することを計画しています。 忠生 717 号線の町田リサイクルセンター側への歩道の整備や信号整備等について、道路管理者、警察と協議し、歩行者の安全確保策を検討していきます。 車両混雑が予想される時期には、一時受け入れスペースを確保するなど、対策を講じます。
5.	景観	・施設及び煙突 ・新規造成(レッドゾーン対策)	<ul style="list-style-type: none"> 施設をできる限り敷地中央に寄せて配置し、周辺道路から施設を見た際の景観への影響を緩和するよう配慮します。 南側正面入り口付近に、コミュニティ施設を含む新管理棟を配置します。

※表に記載した内容は、現段階での計画案です。今後も計画の進捗にあわせて内容を見直し、より良い計画となるよう地元の皆さんと協議しながら計画を進めます。

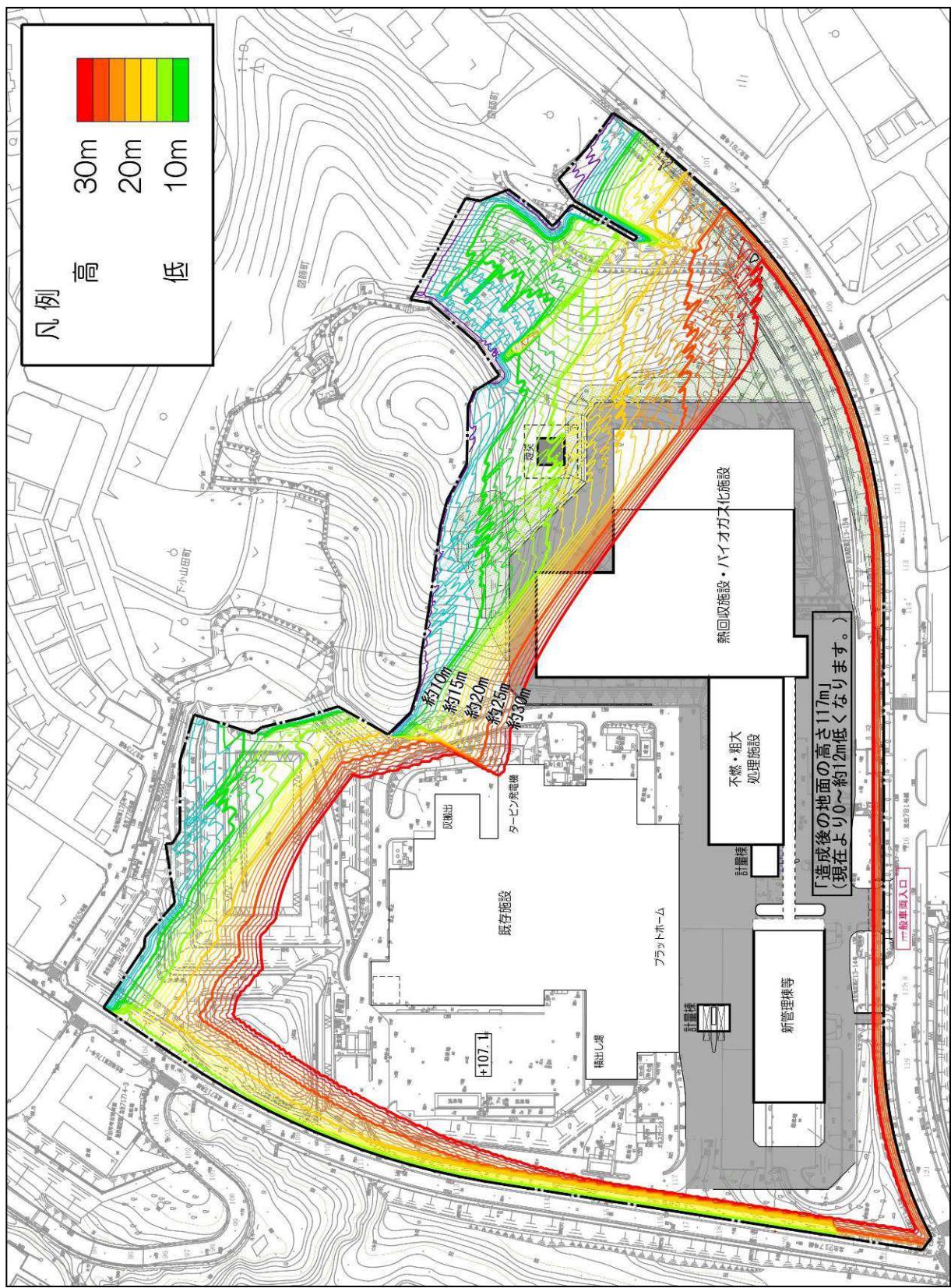
次ページ以降、図面により各項目への対応状況を解説します⇒

1. 周辺地域の『日当たりの影響』への配慮

施設をできる限り敷地中央部に寄せて配置し、極力、影が敷地や緑地帯に落ちるよう計画することで、周辺地域への影響を低減します。



図 1-1 逆ボリューム図 バイオガス発酵槽横型配置



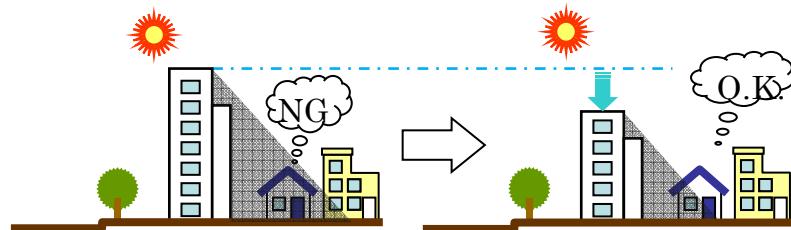
日影規制等による配置可能な建物の位置・高さの制限

- 周辺地域の採光、日照、通風、安全といった環境を確保するため、建築基準法と都市計画法によって、建てられる建物の位置・高さに対し制限が設けられています。建築基準法では、斜線制限や通称日影規制と呼ばれる制限が設けられており、都市計画法では高度地区が規定されており、同法第15条に基づき、各市町村において具体的な高さの制限を定めています。
- 本計画地の場合、日影規制のため、敷地北東部については、高さのある建物を建てることができません。熱回収施設の建屋のうち高さがある部分は、この場所を外して配置を検討する必要があります。

ここでは、これらの制限状況について説明します。

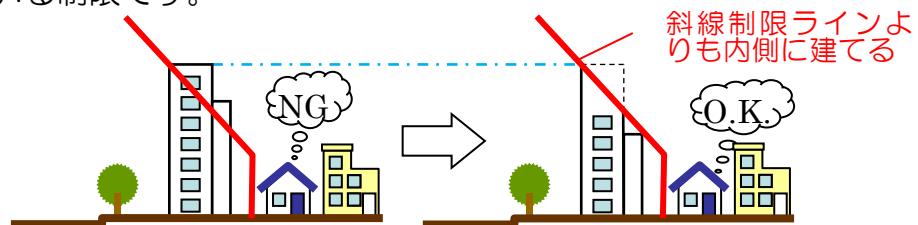
○ 日影規制とは？

新たに建てる建物の周辺地域の日当たりの保護を目的とした法的規制です。新たな建物によって周辺地域に生じる日影が、一定の時間以下になるように建物の高さや形を調整することで、日当たりが確保されるようにします。具体的には、建築基準法によって、日影規制の対象区域と、日影時間の上限が定められています。



○ 斜線制限とは？

周辺地域の日当たりや、通風、安全といった環境に配慮し、敷地の周囲にある道路、水路、河川や公園、隣地との間や上部に十分な空間を確保するために設けられている制限です。



○ 高度地区とは？

高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定めるものです。本計画地では居住環境を保全するため、31m 高度地区の制限が設けられています。

○ 周辺への日影の影響等を考慮した建物の位置及び高さの検討方法

敷地内の建物の位置や高さ、形を検討する際に、計画地の日影規制や斜線制限、高度地区による制限を考慮して、計画地内に建てることができる建物の高さを逆算することができます。その結果を平面図上に等高線状に描きこんで図化したものを、「逆ボリューム図」といいます。これにより、敷地内の任意のポイントでの、建築可能な建物の高さを把握することができます。

2. 周辺地域の『大気質の影響』への配慮

煙突の位置は、プラントの運転上支障のない範囲で、施設周辺の住宅から極力離して計画します。

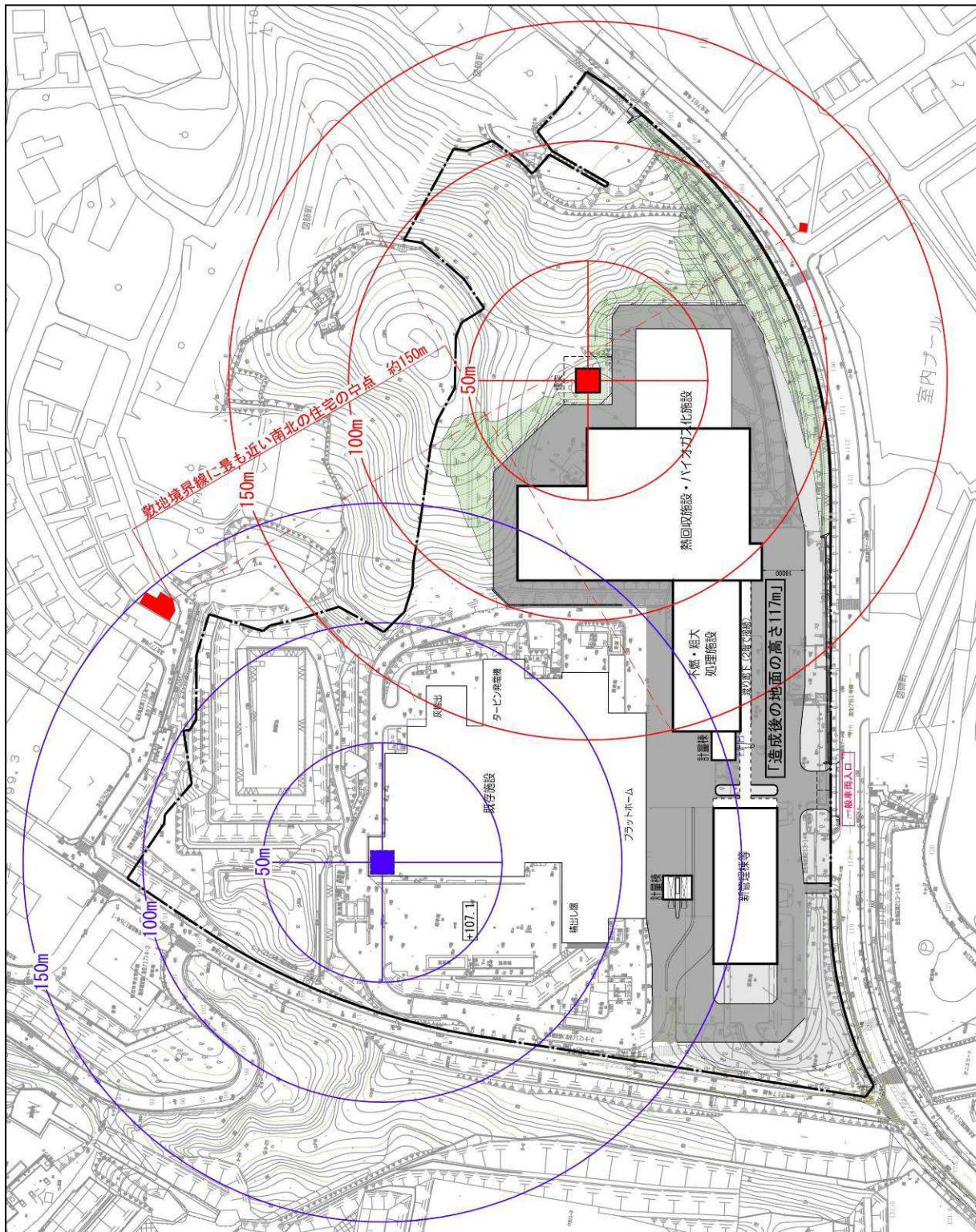


図 2・1 周辺住宅に対する煙突の離隔距離 バイオガス発酵槽横型配置

凡例：青線 一現施設の煙突からの離隔距離

赤線 一計画案の煙突からの離隔距離

赤点線 一敷地境界線から最も近い南北の住宅からの中間地点

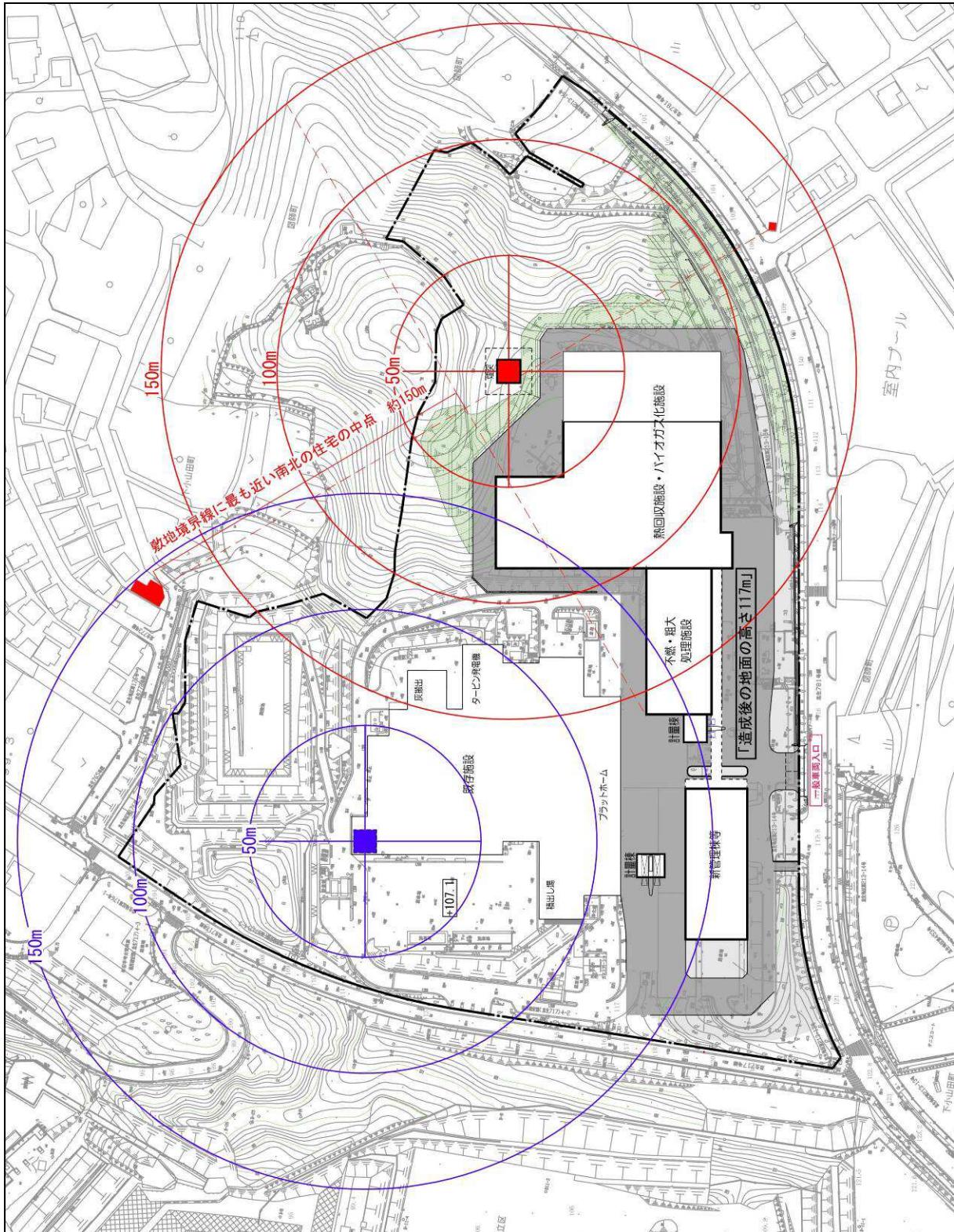


図 2・2 周辺住宅に対する煙突の離隔距離 バイオガス発酵槽縦型配置

凡例：青線 一現施設の煙突からの離隔距離

赤線 一計画案の煙突からの離隔距離

赤点線 一敷地境界線から最も近い南北の住宅からの中間地点

3. 周辺地域の『騒音・振動の影響』への配慮

施設をできる限り敷地中央に寄せて配置し、近隣地域の間に緑地帯を設置することで、騒音・振動を低減します。



図 3・1 周辺住宅に対する緩衝帯と施設の離隔距離 バイオガス発酵槽横型配置



図 3・2 周辺住宅に対する緩衝帯と施設の離隔距離 バイオガス発酵槽縦型配置

騒音・振動の低減方法について

○ 騒音・振動に関する規制

騒音・振動については、著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場に対し、各自治体が騒音規制法及び振動規制法に基づき敷地境界線での規制基準値を定めています。基準値は、敷地境界線が接する場所の用途地域や、時間帯に応じて異なります。当然、住居系の地域では工業系の地域に比べ厳しい基準が要求されています。

事業者は、これらの基準に基づき、騒音・振動対策を行います。

本計画の場合、東京都環境確保条例、騒音規制法、振動規制法に基づき対策を講じることになります。

⇒近隣他市区町村の事例については、資料3をご覧ください。

○ 騒音・振動を低減する方法

騒音・振動を防止・低減する方法は、大きく2つ挙げられます。

① 騒音・振動発生源を外部から遮蔽・絶縁する。

(例.騒音を発生する作業は建物内で行う、

振動を発生する機器は防振架台に乗せる等して地盤と絶縁する)

② 騒音・振動発生源と影響を受ける対象の距離を離す。

(例.発生源で 80 デシベルの騒音が発生していた場合、20m 離れると、54 デシベルまで減衰します。)

⇒ 本計画では、騒音・振動を発生するプラント機器は屋内設置し、施設全体をなるべく敷地中央部に寄せて配置することで対応します。

○ 緑地帯による騒音・振動の低減効果

さらなる騒音・振動の低減のため、敷地外周部に沿って緑地帯を設置するのも有効な方法です。樹木や土壤による騒音の吸収が期待できるだけでなく、視覚的にも、景観に潤いをもたらす効果があります。

一例として、自動車工場のテストコースでは、近隣地域との間に土手状に幅約10m 以上の緑地帯を築き効果をあげています。

4. 周辺地域の『交通への影響』への配慮

- ・忠生717号線、忠生781号線を拡幅し、施設進入用の専用レーンを設け敷地内にスムーズに車両を引き入れ、渋滞を抑制することを計画しています。
- ・忠生717号線の町田リサイクル文化センター側への歩道の整備や信号整備等について、道路管理者、警察と協議し、歩行者の安全確保策を検討していきます。

※下図の計画は案であり、今後、警察等の指導を受け形状を見直すことがあります。

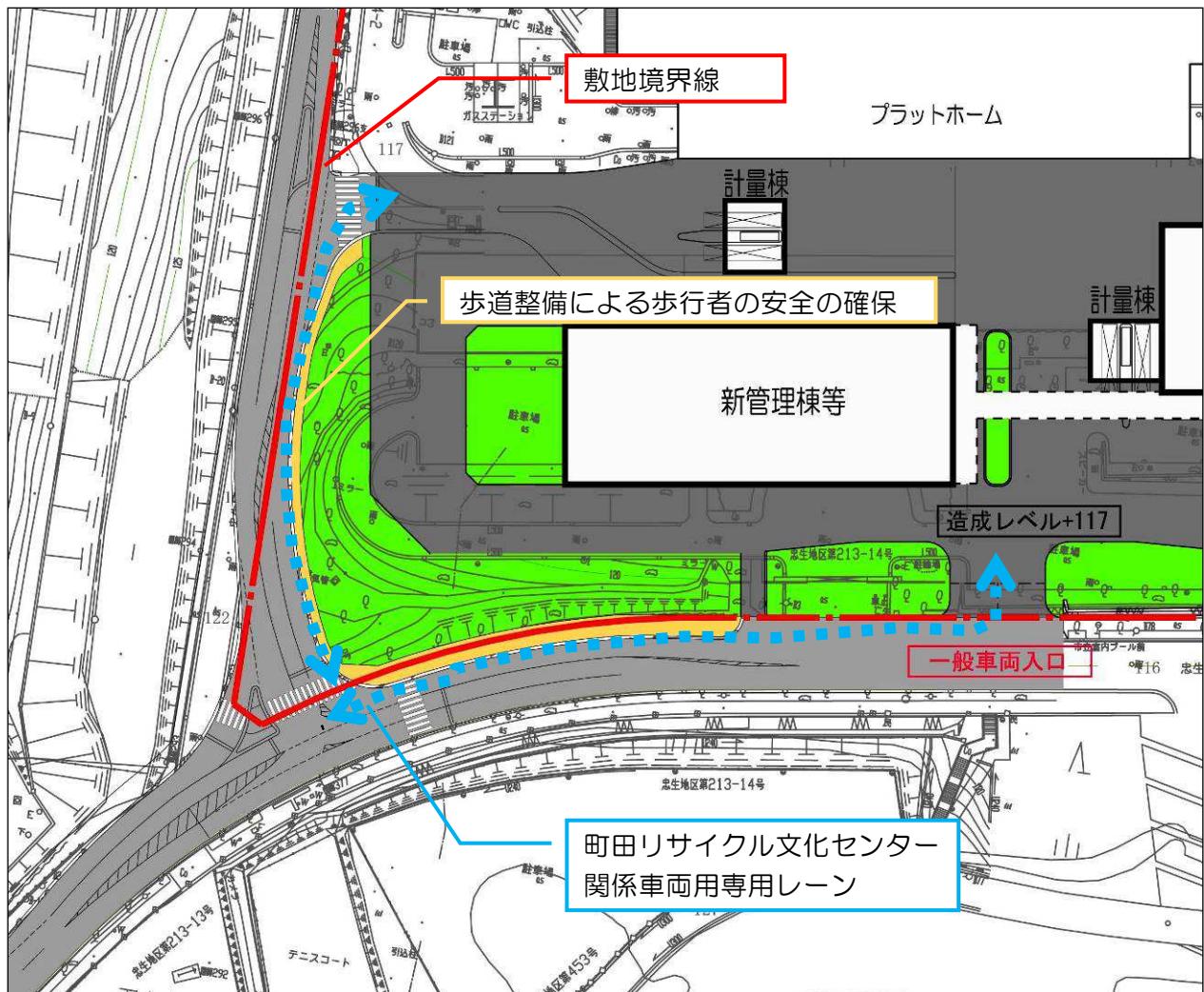


図4 交差点改良案

5. 周辺地域の『景観』への配慮

- 施設をできる限り敷地中央に寄せて配置し、周辺道路から施設を見た際の景観への影響を緩和するよう配慮します。
- 敷地外周部を、桜をはじめとした樹木や芝生・花壇等により緑化し、施設の壁面が周囲の景観に与える圧迫感を軽減します。
- また、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、対策工事により傾斜を緩やかにしたうえで緑化することにより、忠生 781 号線の見通しを良くし、崖面の圧迫感を解消します。



図 5・1 周辺住宅に対する緩衝帯(緑地)の状況 バイオガス発酵槽横型配置

凡例：赤実線囲み 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）



図 5・2 周辺住宅に対する緩衝帯(緑地)の状況 バイオガス発酵槽縦型配置

凡例：赤実線囲み 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

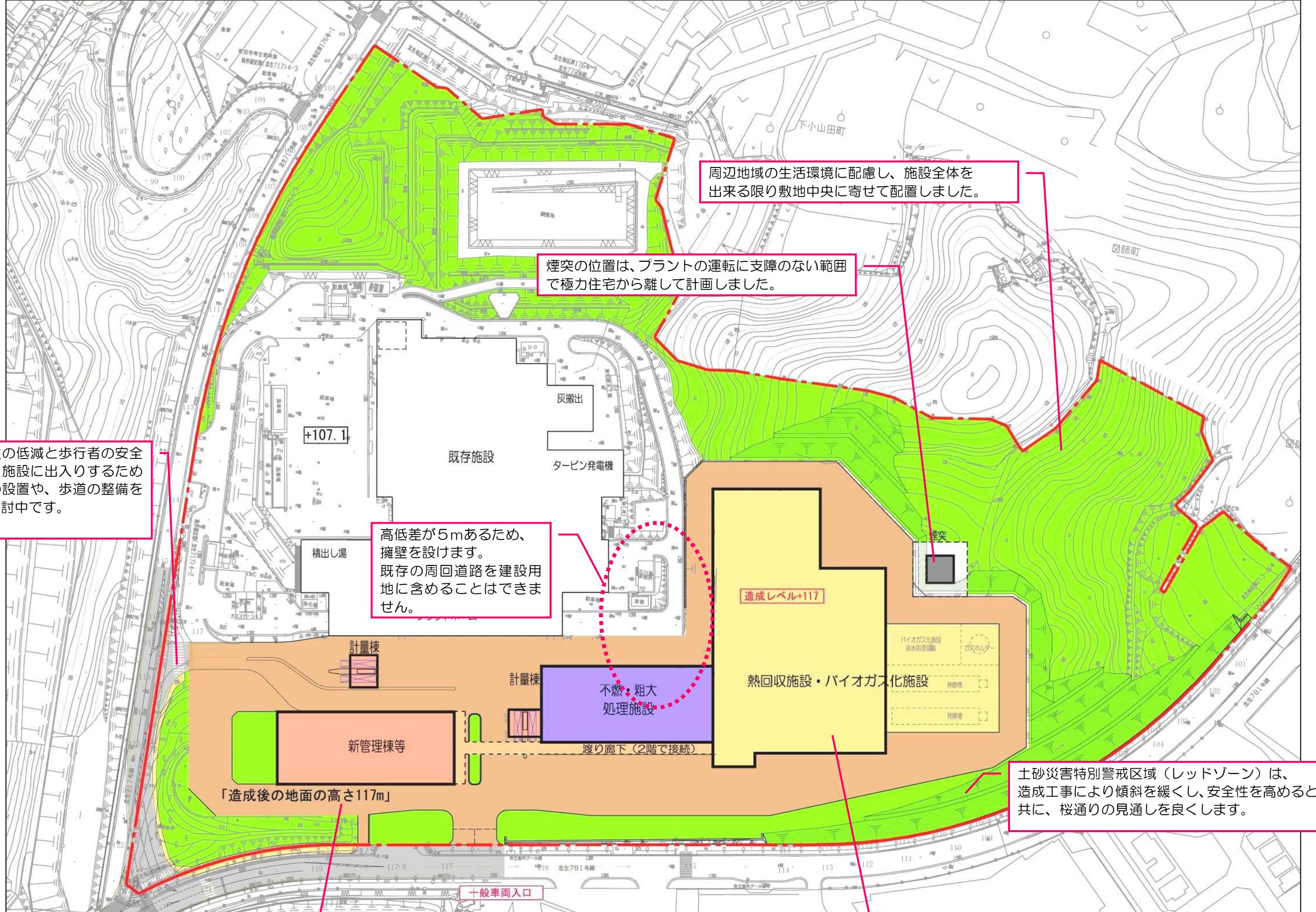


図6・1 全体配置図 バイオガス発酵槽横型配置

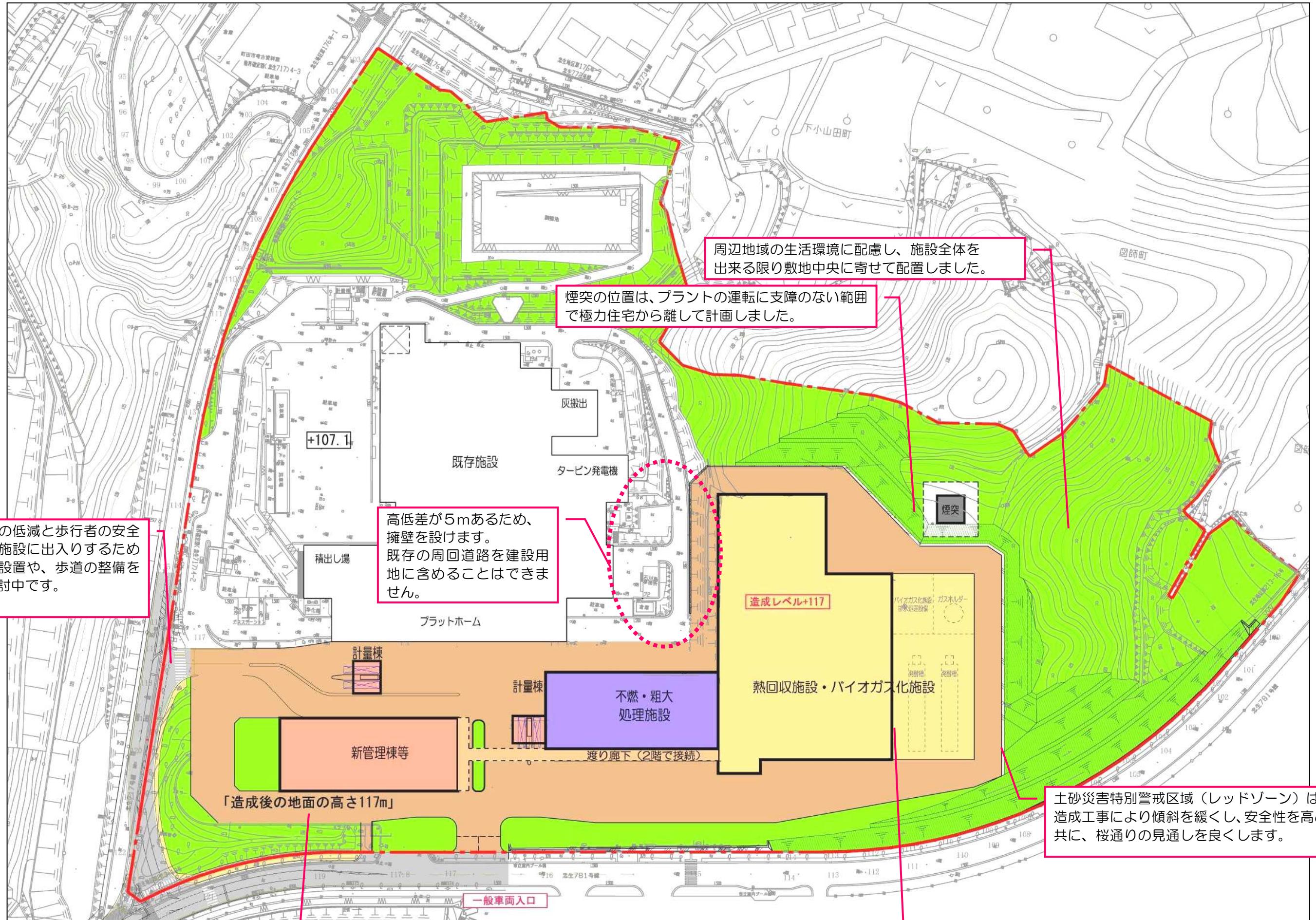


図 6・2 全体配置図 バイオガス発酵槽縦型配置

コミュニティ施設を計画するため、新管理棟面積を拡充しました。

バイオガス化施設は、景観への影響を考慮し、敷地境界線より約 25m 奥に配置しました。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、造成工事により傾斜を緩くし、安全性を高めると共に、桜通りの見通しを良くします。

周辺地域の生活環境に配慮し、施設全体を出来る限り敷地中央に寄せて配置しました。

煙突の位置は、プラントの運転に支障のない範囲で極力住宅から離して計画しました。

渋滞の可能性の低減と歩行者の安全確保のため、施設に入り出すための専用車線の設置や、歩道の整備を行うことを検討中です。

高低差が5mあるため、擁壁を設けます。
既存の周回道路を建設用地に含めることはできません。

既存施設

+107.1

タービン発電機

灰搬出

積出し場

プラットホーム

計量棟

新管理棟等

「造成後の地面の高さ 117m」

不燃・粗大
処理施設

計量棟

造成レベル+117

熱回収施設・バイオガス化施設

バイオガス化施設、ガスホールダー
排ガス処理設備

消音器
洗浴槽

一般車両入口